

第3節 放射性物質の監視等

1 福井県の環境放射線モニタリング【環境政策課、原子力安全対策課】

(1) 環境基本法^{*1}に基づく放射性物質の常時監視

水質汚濁防止法に基づき環境省が放射性物質による公共用水域および地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しています。

平成29年度、県内では2河川（九頭竜川、北川）および2地下水（福井市大手、敦賀市三島町）において監視を行いました。その結果、自然由来の放射性核種が確認されましたが、全て過去の測定値の傾向の範囲内でした。

(2) 原子力発電所周辺の環境放射線監視

現在、本県には、15基の原子力発電所が立地しており、県では、原子力発電所から放出される放射性物質による周辺環境への影響を監視するため、発電所の排気筒や放水口の放射能を確認するとともに、発電所周辺や県内各市町の空間放射線量率などを24時間連続監視しています。さらに発電所周辺において、定期的に土壌や海水、陸上植物や海産生物などの環境試料を採取し、含まれている放射性物質の測定を実施しています。

福島第一原子力発電所事故後には、県内に観測局を36基増設し、117基（京都府内2基を含む）により県内全域を監視する体制を構築しています。

[平成29年度の環境放射能調査結果]

• 空間放射線量率測定

0.01 ~ 0.14 $\mu\text{Sv/h}$ (1 μSv = 約1 μGy)

(平成26~28年度の実績 0.01~0.16 $\mu\text{Sv/h}$
過去10カ年最大値 0.16 $\mu\text{Sv/h}$)

県内原子力発電所からの放射性物質の放出に起因する放射線量の上昇はありませんでした。

• 放射能測定

大気中のちりや陸土、ヨモギなどの植物等の陸上試料、海水や海底土、海産食品等の海洋試料、計910試料を採取し、含まれている放射性物質の種類や量を調べた結果、県内発電所に起因する人工放射性物質は検出されず、環境安全上の問題はありませんでした。



福井県原子力環境監視センターのホームページにおいて、県内の空間放射線量率等をリアルタイムで公開しています。

<http://www.houshasen.tsuruga.fukui.jp/>

また、県庁や市町役場に設置してある表示装置でも公開しています。

図4-3-1 発電所周辺の環境放射線モニタリング

^{*1} 環境基本法：環境の保全について、基本理念を定め、また国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、国の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、いわば、環境の憲法です。平成5年11月に制定されました。